

# 基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる (生活環境・都市建設分野)

## 施策 3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成

### 施策の大綱

自然環境の大切さや問題意識を市全体で共有しながら、ごみの減量化、再資源化に向けた取組の推進と美化活動の促進、環境への負荷を抑制する処理体制の強化を図ります。

また、廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化、公害の防止に向けた取組等を推進します。

### 施策推進の背景と課題

豊かな自然環境を次世代に継承していくため、多種多様な生きものをはぐくむ里山等の保全を図る必要があります。

市民や事業者による太陽光発電システムの設置により再生可能エネルギーの活用が進められていますが、その一方で、景観への影響等の諸問題が懸念されています

令和3年(2021年)4月から3市(匝瑳市・銚子市・旭市)による広域ごみ処理施設(焼却施設を銚子市野尻町地区、最終処分場を同市森戸町地区)の稼働が予定され、ダイオキシン類の発生の抑制、効率的な再資源化の促進が見込まれます。

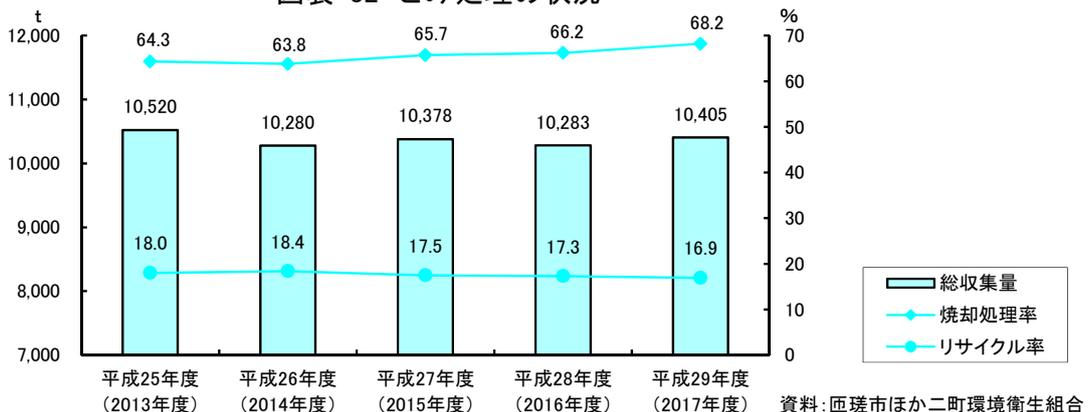
今後も一人ひとりの意識向上と具体的な行動を促しながら、自然環境の保護及び環境負荷の軽減に向け、市民・事業者・行政が一体となって計画的に取り組んでいくことが必要です。

図表-31 環境に配慮した行動を行っているか



資料: 平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

図表-32 ごみ処理の状況



資料: 匝瑳市ほか二町環境衛生組合

## 施策の展開

### 3-1-1 循環型社会に向けた取組の推進

#### 取組方針

資源循環型社会※に向け、市民や事業者に対し具体的な行動を促すとともに、環境負荷の少ない技術等の導入や設備整備を計画的に推進します。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
ごみの発生抑制と資源化の推進	分別収集の促進や生ごみの減量化、3R※運動の展開等、ごみの減少化・再資源化に向けた取組の促進を図ります。	環境生活課
廃棄物の広域処理の推進	一般廃棄物の処理能力向上及び処理コストの低減を図るため、広域ごみ処理施設を整備し、令和3年(2021年)4月の稼働開始を目指します。また、中継施設整備工事(既存施設解体工事含む)を進めます。	環境生活課
省エネルギー対策の推進	公共施設や家庭・事業所等においてエネルギー効率の高い機器の導入を促進するとともに、クールビズやウォームビズ等、なるべくエネルギーを使わない取組の促進を図ります。	環境生活課
再生可能エネルギー利用の促進	太陽光発電等、再生可能な自然エネルギーについて、公共施設での導入や家庭・事業者における利用促進を図ります。	環境生活課 産業振興課

#### 数値目標

指標	現状	目標 (令和5年度)
ごみリサイクル率	19.1% ※平成30年度	20.0%

## 施策の展開

### 3-1-2 環境汚染及び不法投棄の防止

#### 取組方針

環境に関する法令の遵守の普及啓発や徹底を図りながら、環境に負荷を与える物質の発生抑制及び適正処理の促進と不法投棄の防止を図ります。

## 取組内容

取組	取組の概要	主管課
排気ガス抑制に向けた取組の推進	公共交通機関や自転車、低公害車の利用、アイドリングストップ*の普及等、広報やホームページ等を活用して、排気ガス抑制に向けた取組を推進します。	環境生活課
水質環境の保全	合併処理浄化槽の設置促進、排水の適正処理や植物による自然浄化機能の回復を図る等、水質環境の保全に向けた取組を促進します。	環境生活課
有害化学物質対策の推進	野焼き防止の徹底や適正な廃棄物処理の推進等により、ダイオキシン類等の有害化学物質の発生抑制を図ります。	環境生活課
不法投棄の防止	環境美化に対する意識啓発や廃棄物等の不法投棄に対する監視体制の強化に取り組み、不法投棄の防止を図ります。また、匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例等に基づき適正に事業が行われるよう指導を徹底します。	環境生活課
公害の防止と法令遵守の徹底	事業所や市民への意識啓発等により騒音・振動等の抑制を図るとともに、関係機関と連携し、改善指導の徹底を行います。	環境生活課

## 数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
合併処理浄化槽人口	17,350人 ※平成30年度	17,463人
大気中ダイオキシン濃度 (参考：環境基準は、0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下)	0.023 pg-TEQ/m <sup>3</sup> (樁海公園) 0.025 pg-TEQ/m <sup>3</sup> (野栄総合支所) ※平成30年度末	現状維持
公共用水域（河川）BOD濃度目標達成地点数	5地点 ※平成30年度末	調査地点の半数以上（8地点）
公共用水域（湖沼）COD濃度目標達成地点数	0地点 ※平成30年度末	調査地点の半数以上（3地点）
不法投棄量	7,330kg/年 ※平成30年度	7,000kg/年以下

## 施策の展開

### 3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の促進

#### 取組方針

本市の貴重な自然を保護するための対策を推進するとともに、自然を大切にし、きれいな環境を保全するための意識啓発及び自主的な活動の促進を図ります。

### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
野生動植物の保護	貴重な野生動植物、海岸砂丘植物に関する調査研究の推進や保護に向けた意識啓発を図るとともに、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業は、野生動植物への影響に関する調査を行い、適切な保全対策を促進します。	環境生活課
環境美化活動の活性化	広報等により環境美化活動への参加を促進するとともに、環境美化活動団体に対する支援を充実させ、活動の活性化を図ります。	環境生活課
自然を大切にする意識の醸成	国や県、市民団体と連携して、野山や海岸での自然観察会等を通じて自然に関する知識の普及と自然を大切にする意識の醸成を図ります。	環境生活課

### 数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
環境美化活動への参加人数	9,015人/年 ※平成30年度末	10,200人/年

## 施策の展開

### 3-1-4 環境教育・学習の推進

#### 取組方針

学校教育や生涯学習において、環境に関する教育・学習機会の充実を図り、環境保全や循環型社会に対する意識の醸成と具体的な実践方法の普及を図ります。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
学校教育等における環境学習の充実	本市の自然環境を活かしながら、学校教育等において、児童生徒の環境学習の充実を図ります。	環境生活課 学校教育課
循環型社会に対する意識の醸成	生涯学習や各種イベント等において、循環型社会の形成に関する学習機会の充実を図り、市民の意識の醸成と具体的な実践を促進します。	環境生活課

### 数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
普段の生活で、環境に配慮した行動を行っている市民の割合	77.5% ※平成30年7月	

## 施策 3-2 市街地の活性化と交通網の整備

### 施策の大綱

関係機関、団体、企業等と連携しながら、国道126号沿線に商業・業務施設の集積促進と、都市計画マスタープランに基づく市街地の活性化を推進します。

また、銚子連絡道路を核とした広域交通網及び市内幹線道路等の整備を計画的に推進するとともに、これらのネットワーク化を図ります。

公共交通機関の利便性の向上を図り、人々が行き交い、にぎわいのある都市の形成を推進します。

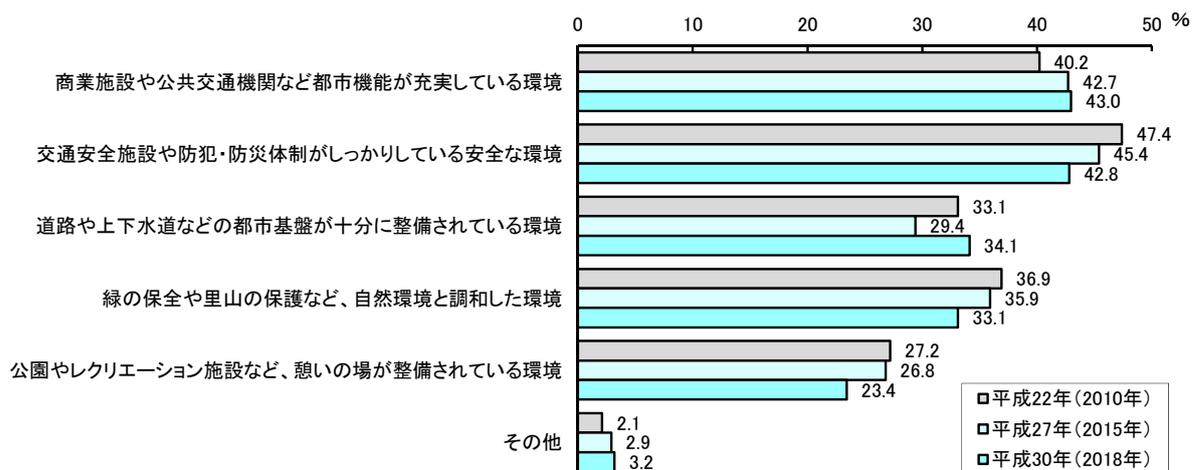
### 施策推進の背景と課題

市民意識調査によると、商業施設や公共交通機関等の都市機能の充実を求める割合が増加しており、他市町に流出している人の流れを本市の市街地に滞留させることができるよう、市街地の活性化が求められています。

銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、交流人口の増加に向けた商業・業務施設等の集積を進め、既存商店街との連携を図り、本市にふさわしい機能を備えた特色ある市街地づくりを推進していく必要があります。

また、にぎわいのあるまちを形成するためには、幹線道路の整備や公共交通の利便性の向上を図り、市内外から人や物が集まる環境づくりを推進していくことが必要です。

図表-33 あなたにとって住みやすい環境とは



資料：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

## 施策の展開

### 3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備

#### 取組方針

地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図り、特色ある拠点の育成・整備を推進します。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
都市交流拠点の形成	都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進し、地域特性に応じた魅力ある交流拠点の形成を図ります。	都市整備課
魅力ある商業空間の形成	国道126号沿線において、さらなる商業・業務施設等の集積に努め、既存商店街との連携を図りながら、魅力ある商業空間の形成を促進するため、企業向けに本市の魅力を発信していきます。	産業振興課
良好な工業適地の把握	銚子連絡道路や主要地方道八日市場野栄線の整備による交通条件を活かし、良好な工業適地の把握と情報の提供に努めます。	産業振興課 都市整備課
観光拠点の育成・整備	観光の拠点となる飯高檀林跡周辺及び九十九里海岸沿線等の観光資源の整備を図るとともに、新たな海岸線の魅力を創出します。	産業振興課
「生涯活躍のまち」※ づくり」の推進	地域再生推進法人を支援し、匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業を推進します。	企画課

## 施策の展開

### 3-2-2 幹線道路の整備

#### 取組方針

都市間交流の基盤として、県と連携しながら、首都圏や周辺地域と本市とを結ぶ幹線道路の計画的な整備を促進し、自動車交通の円滑化と利便性の向上を図ります。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
銚子連絡道路の整備 促進	国道126号の渋滞緩和や首都圏とのアクセス向上のため、銚子連絡道路の整備を促進します。	建設課 都市整備課 企画課
主要地方道等の整備 促進	周辺都市と本市を連絡する幹線道路の整備を促進し、都市間の交流や連携の強化を図ります。	建設課

取組	取組の概要	主管課
市内幹線道路の整備	都市計画道路や幹線市道の整備を推進するとともに、拠点間や地域間のネットワーク化を図ります。また、長期間未整備な状況にある一部都市計画道路については、必要に応じて路線の見直しを行います。	都市整備課 建設課

## 施策の展開

### 3-2-3 公共交通機関の利便性の向上

#### 取組方針

広域公共交通の充実を図り、本市への行き来の利便性を高めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
広域公共交通の充実	J R 総武本線や高速バス路線の増便、運行ダイヤの改善等について、引き続き民間事業者等に要請するとともに、利用促進を図ります。	環境生活課 企画課
公共交通の利用促進	市民のニーズを踏まえながら、市内循環バス等の公共交通機関の利便性を高め、利用促進を図ります。	環境生活課

#### 数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
市内循環バス利用者数	53,440 人／年 ※平成30年度末	
J R 八日市場駅乗車人数	1,834 人／日 ※平成30年度	
地域交通利用料助成事業利用者数	713 人／年 ※平成30年度末	900 人／年

### 施策 3-3 住環境の整備

#### 施策の大綱

公園や生活道路等の都市基盤の整備を推進するとともに、歴史的建造物及び豊かな自然環境を保全し、利便性と安らぎを兼ね備えた快適な住環境づくりを進めます。

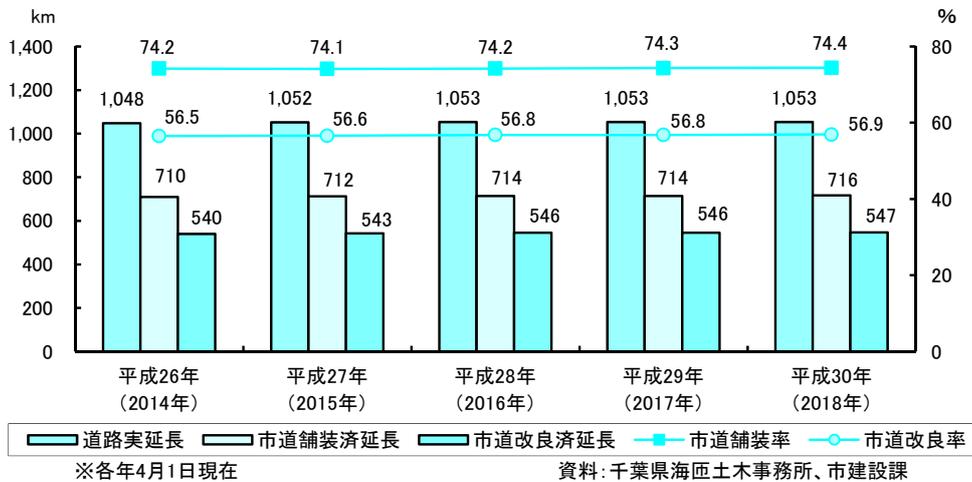
また、誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間及び居住空間の整備を図るとともに、空き家対策を推進します。

#### 施策推進の背景と課題

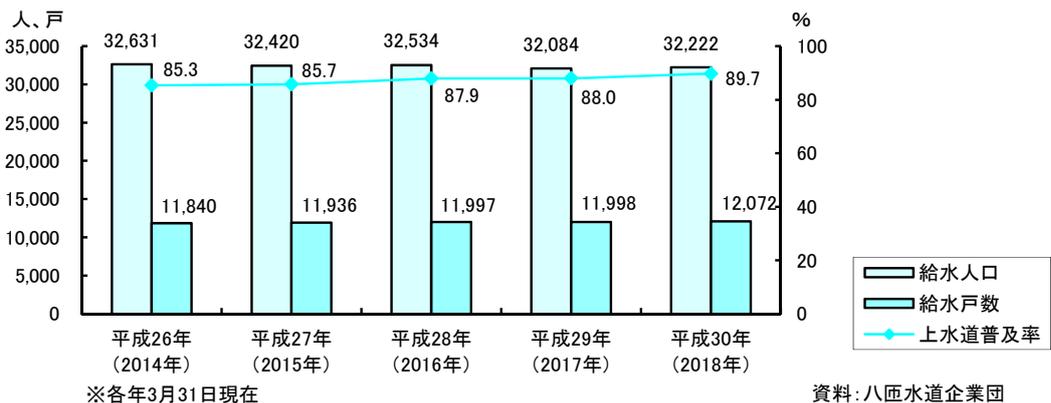
本市には公園やレクリエーション施設等が整備され、広く市民に利用されています。また、道路や水道、情報通信等、快適な都市生活に欠かせない基盤の整備が進められており、今後も市民の理解を得ながら、関係機関との連携・協力のもと計画的な整備の推進が必要です。

老朽化した空家等の増加は、防災・衛生・景観等の生活環境に影響を与えることから、匝瑳市空家等対策の推進に関する条例等に基づき、空家等の適切な管理促進等を図る必要があります。

図表-34 道路の状況



図表-35 水道の状況



## 施策の展開

### 3-3-1 快適で安全な都市環境の整備

#### 取組方針

快適で安全な生活に欠かせない都市基盤を計画的に整備するとともに、市民の理解を得ながら協働による都市環境づくりを推進します。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
良質な水の安定供給	八匠水道企業団からの低廉で良質な水の安定供給を図るとともに、施設の整備や更新、経営健全化を促進し、上水道普及率の向上を推進します。	環境生活課
適切な汚水・雨水処理の推進	合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質改善と生活環境の改善を図るとともに、都市下水路の維持管理や排水路整備を推進し、浸水被害の防止に努めます。	環境生活課 建設課 都市整備課
公園の維持管理と長寿命化	市民の憩いの場とともに、防災やレクリエーション等の多様な機能を有する空間として、公園の適正な維持管理と長寿命化を図ります。	都市整備課
安全・快適な生活道路の整備	生活道路の安全で快適な利用に向け、市全体の危険箇所の把握に努め、危険性の高い箇所から、計画的な舗装、改良の推進と適切な維持・補修に努めます。	建設課
協働による施設整備・管理の推進	市民との協働により、まちづくりのルールを定め、計画的な整備・管理を推進します。	都市整備課

#### 数値目標

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
上水道普及率	88.5% ※平成30年度	91.0%
市道改良率・舗装率	57.0%・74.5% ※平成30年度末	57.5%・75.0%
快適に生活できる住環境であると思う市民の割合	68.9% ※平成30年7月	

## 施策の展開

### 3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進

#### 取組方針

豊かな自然や歴史的建造物等を保全しながら、景観に対する市民意識の醸成を図り、市全体で調和のとれた公共空間の整備と美しい景観の形成に努めます。

## 取組内容

取組	取組の概要	主管課
特性を活かしたまち並みづくりの推進	市街地や集落地、幹線道路や旧国道沿い等、それぞれの特性を活かした調和のとれたまち並みづくりを推進します。	都市整備課
歴史・文化景観の保全	飯高寺周辺や旧国道沿い等の歴史的建造物の保全に努めるとともに、周辺における調和のとれたまち並みの形成に努めます。	都市整備課 生涯学習課
自然景観の維持・保全と緑化の推進	本市の原風景である田園・里山の維持・継承や海浜景観の創出・保全に努めるとともに、マキの生垣や屋敷林、街路樹等、地域の緑化を推進します。	環境生活課 産業振興課 都市整備課
景観形成のルールづくりと市民意識の醸成	緑の基本計画や景観法に基づく景観計画等を検討するとともに、自然景観や歴史的景観の形成・保全に向け、市民意識の醸成を図ります。	都市整備課

## 施策の展開

### 3-3-3 安心して暮らせる住環境づくりの推進

#### 取組方針

誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間及び居住空間の整備を図るとともに、空き家対策を推進します。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
バリアフリー※化の推進	公共空間のバリアフリー※化を計画的に推進するとともに、障害者や高齢者が居住する住宅のバリアフリー※化に向け支援します。	関係各課
住宅の耐震化に向けた支援の充実	地震等の災害対策の実施に対する補助制度を継続し、住宅の耐震化の必要性・重要性について市民へのさらなる啓発活動を実施します。	都市整備課
住宅リフォームの推進	住宅リフォーム工事に対する補助制度により、市民が快適に暮らせる住環境づくりを推進します。	都市整備課
空き家対策の推進	匝瑳市空き家等対策の推進に関する条例等に基づき、空き家対策を推進し、市民が安心・安全に暮らすことができる生活環境の保全に努めます。	都市整備課 企画課

## 数値目標

指標	現状	目標 (令和5年度)
木造住宅耐震診断費補助件数	1件/年 ※平成30年度末	3件/年

## 施策の展開

### 3-3-4 子育てしやすい住環境の整備

#### 取組方針

子育て世代が暮らしやすい住環境を整備し、若者の定住及び市外からの移住促進を図ります。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
子育て世代の住宅取得の支援	転入者マイホーム取得奨励金制度や住宅ローン金利の引き下げを受けることができる「フラット35」子育て支援型・地域活性化型、空き家バンク等の活用を促し、子育て世代の住宅取得を支援します。	企画課 都市整備課
子どもの遊び場の確保	子ども達が安心して遊ぶことのできる公園等の適正管理及び確保に努めます。	都市整備課 福祉課

## 施策3-4 安心・安全な地域づくりの推進

### 施策の大綱

地震、津波、豪雨等の自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災体制の強化を図ります。必要な情報を的確に提供する情報伝達体制の充実及び急傾斜地等の防災対策を推進します。

また、犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるため、様々な機会を通じ防犯・交通安全意識の向上を図り、市民、行政、警察等が連携して防犯・交通安全対策を進めていきます。

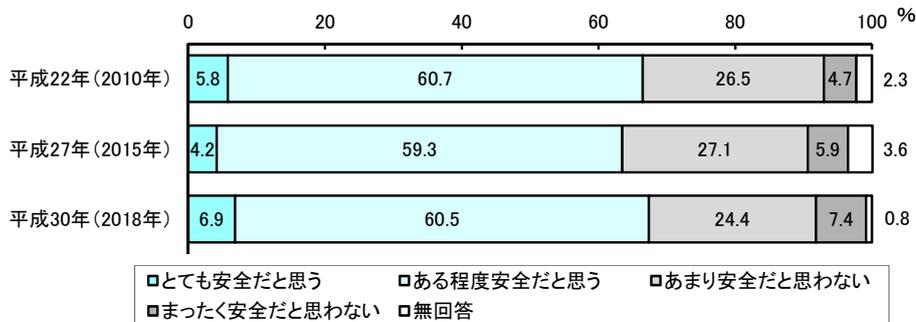
### 施策推進の背景と課題

本市は自然災害や犯罪の発生率が低く、災害等に対して安全だと思う人の割合は6割を超えています。しかしながら、令和元年台風第15号・第19号等による甚大な被害が市内全域で発生しており、また、東日本大震災以降、津波の脅威に対する意識が高まっている中で、災害発生時の安全対策がこれまで以上に求められています。

そのため、万が一の災害発生に備え、危険箇所の災害防止対策を進め、災害発生時に被害を最小限に食い止めるための準備を地域全体で推進していく必要があります。

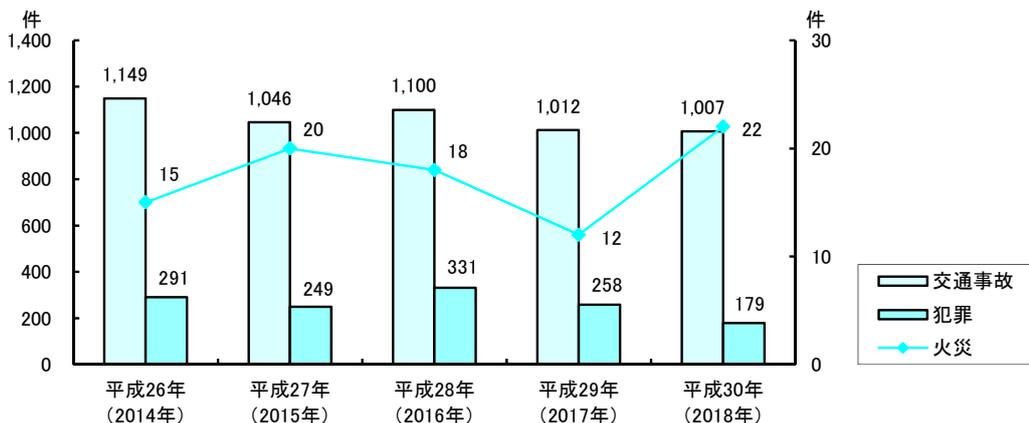
さらに、安心・安全な地域づくりのために、引き続き市民、団体、関係機関が連携して地域の交通安全・防犯対策に取り組むことが重要です。

図表-36 住んでいる地区が災害等に対して安全だと思うか



資料：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

図表-37 交通事故、犯罪、火災の発生状況



※各年12月31日現在

資料：匝瑳警察署、消防本部

## 施策の展開

### 3-4-1 防災対策の充実

#### 取組方針

災害の発生予防及び被害軽減に向け、平常時における予防活動と災害発生時における応急対策及び迅速な復旧活動を可能にする体制の強化を図ります。また、津波を想定した防災対策の推進を図ります。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
危機管理体制の強化	災害発生時に迅速かつ的確な判断及び行動がとれるよう、庁内の危機管理体制の強化とマニュアル等の整備とともに、より実効的な防災訓練を計画し、継続的な実施を図ります。	総務課
急傾斜地崩壊対策の充実	土砂災害から市民の生命を守るため、危険箇所の点検及び状況に応じた急傾斜地の崩壊防止対策を推進します。	建設課
防災意識の高揚	多くの市民の参加が得られるよう、防災訓練の内容等を検討するとともに、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。	総務課
自主防災組織の活動支援と連携強化	自主防災活動を支える人材（防災士等）の育成や、自主防災組織と地域の様々な団体との連携を強化することにより地域防災力の強化を図ります。	総務課
避難所の機能強化	生活必需品の備蓄、衛生環境の整備等、避難所の機能強化を図ります。	総務課
防災行政無線の整備	災害発生時の情報を迅速かつ的確に伝えるため、戸別受信機の設置促進や保守について、広報紙やホームページ等を活用し推進します。	総務課
津波災害対策の推進	津波防災意識の醸成や地域の防災力の向上を図るとともに、関係機関と連携し、総合的な津波対策を推進します。	総務課

#### 数値目標

指標	現状	目標 (令和5年度)
防災行政無線戸別受信機設置数	10,976台 ※平成30年度末	12,000台
災害等に対して安全だと思える市民の割合	67.4% ※平成30年7月	70.0%

## 施策の展開

### 3-4-2 消防・救急体制の強化

#### 取組方針

火災発生防止のための啓発活動に努めるとともに、関係機関・団体等と連携しながら、消防施設・設備及び救急救命対策の充実を図ります。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
消防設備等の充実	各種消防施設の整備と消防装備の配備を計画的に行います。	総務課
消防団及び消防組合の活動支援	消防団協力事業所表示制度の推進、必要な費用の負担等、消防団及び消防組合の活動支援の充実に努めます。	総務課
防火意識の普及・啓発	消防組合との連携により、「住宅用火災警報器」の設置義務の周知をはじめ、市民の防火意識の普及・啓発に努めるとともに、イベント時での広報等、火災予防の普及・啓発に向けた取組を促進します。	総務課
救急救命対策の充実	消防組合との連携により、応急手当の普及を図るとともに、AED*の設置を促進し、救命率の向上を図ります。	総務課
消防団員の確保対策	消防団員募集の広報・啓発の充実や、機能別消防団員制度を導入し、消防団員の確保を図ります。	総務課
匝瑳消防署の建替え整備の促進	匝瑳市横芝光町消防組合基本構想に基づき、施設の建替整備を促進します。	総務課

#### 数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
消防団員数	652人 ※平成30年度末	685人
AED*設置台数	102台 ※平成30年度末	115台

## 施策の展開

### 3-4-3 防犯体制の強化

#### 取組方針

関係機関等と連携しながら、防犯活動の活性化及び防犯設備の整備・維持管理を促進します。また、まちぐるみで地域を見守る体制づくりを推進し、意識の醸成を図ります。

### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
防犯に関する情報提供と意識の醸成	防犯対策の周知や犯罪に関する情報提供の充実、地域・学校での防犯教室の実施を推進し、防犯意識の醸成を図ります。	環境生活課 学校教育課
まちぐるみ防犯活動の促進	警察署及び防犯協会との連携強化を図るとともに、防犯活動を行う自主組織の育成支援に努め、まちぐるみでの防犯活動を促進します。	環境生活課
防犯設備の整備	夜間における犯罪、事故の発生を防ぐため、防犯灯等の防犯設備の整備及び維持管理を推進します。	環境生活課
防犯まちづくり推進条例に基づく施策の推進	犯罪防止のため、自治体や関係機関、市民、事業者等の役割や責務を定めた「防犯まちづくり推進条例」に基づき、安全なまちづくりを推進します。	環境生活課

### 数値目標

指標	現状	目標 (令和5年度)
防犯活動を行う自主組織数	14 団体 ※平成 30 年度末	
犯罪発生件数（認知数）	168 件／年 ※平成 30 年度末	

## 施策の展開

### 3-4-4 交通安全対策の充実

#### 取組方針

関係機関等と連携しながら、市民一人ひとりの交通安全意識の普及・啓発に努めます。また、誰もが安心して通行することのできる安全な道路環境づくりを推進します。

#### 取組内容

取組	取組の概要	主管課
子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催	子どもや高齢者にわかりやすく、実際に役に立つ知識を吸収してもらうため、交通安全教室の内容等を工夫するとともに、教材等の充実を図り、交通安全意識の普及・啓発に努めます。	環境生活課
安全な道路環境の整備	歩道整備及び道路拡幅を推進するとともに、交通安全施設の点検・整備等、通行しやすい道路環境の整備を推進します。	環境生活課 建設課

取組	取組の概要	主管課
交通バリアフリー※ 化の推進	公共交通機関の車両や施設、道路施設等のバリアフリー※化を推進し、高齢者や障害者等が安全に移動できる環境を整備します。	関係各課
通学路の安全確保	通学路にあたる道路の整備・拡幅を推進するとともに、地域住民による交通安全活動や街頭交通指導等の活動を促進し、登下校時の児童生徒の安全確保に努めます。	環境生活課 建設課 学校教育課

### 数値目標

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
交通事故発生件数	107件／年 ※平成30年度末	
子ども・高齢者を対象とした交通安全教室参加人数	2,919人／年 ※平成30年度末	3,000人／年